

【 憲 法 】

次の問題について、関連条文を参照しつつ答えなさい。

民法第733条第1項（平成28年6月1日一部改正、令和4年12月10日法律第102号による削除前のもの。以下、「本規定」という。）には、「女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して6箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。」と定められていた。本規定の立法理由は、「父性推定の重複の防止」、つまり、再婚した女性から生まれた子が、前婚の夫（以下、「前夫」という。）の子か、再婚後の夫の子か、いずれであるかについて混乱が生じるのを防ぐためとされていた。

Xは、前夫の暴力を理由に遠隔地に逃れ、10年以上前夫と会わないまま、平成20年に前夫と離婚した。離婚の際、Xは、妊娠していなかった。Xは、平成20年の、離婚の日から120日経過した日にYと再婚することを希望したが、平成20年当時有効であった本規定によって、婚姻できなかった。

Xは、婚姻できなかったことによる精神的損害について慰謝料訴訟を提起し、同訴訟の中で、本規定の違憲性を主張した。

あなたが裁判官であったとしたら、Xの違憲の主張についてどう判断するか、論じなさい。

論じるにあたっては、参照できる判例があればそれを引用して論じなさい。なお、判例と同じ結論になってもよいし、異なる結論になってもよいが、異なる結論になる場合には、判例とどこがどう違うのかを明確にして論じなさい。

<関連条文>（平成20年当時の条文）

民法第772条 第1項

妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。

第2項

婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。